

藤原宮朝堂院の調査

—第189次

1 はじめに

朝堂院は、大極殿院の南に位置する回廊に囲まれた東西235m、南北320mの矩形の空間で、中央の広場を囲むように12棟の朝堂が配される。この広場を朝堂院朝庭と呼ぶ。朝堂院では重要な儀式や政務がおこなわれた。

都城発掘調査部では、1999年度の第100次調査以降、藤原宮中枢部の実態解明を目的に、朝堂院および大極殿院の調査を継続的におこなってきた。2013年度の第179次調査までの朝堂院の調査では、朝堂や回廊の配置と構造、朝庭の整備・利用状況をあきらかにした。とりわけ、大極殿院南門の南側を発掘した2008年度の第153次調査では、旗竿遺構¹⁾とみられる大型柱穴や柱穴列を検出し、朝堂院朝庭でおこなわれた儀式に関わる重要な知見を得た。大型柱穴は藤原宮中軸上に1基、その東に3基が三角形に並び、宮中軸で折り返せば7基となることから、『続日本紀』大宝元年正月乙亥朔条にある7本の宝幢・四神幡（旗）に関わる遺構の可能性が指摘された（『紀要 2009』）。しかしながら当時は、大極殿院内庭が未調査であったため、確証を得るまでには至らなかった。

2014・2015年度の第182・186次調査では、大極殿院南門の北側、大極殿院内庭を調査し、大極殿南面階段の検出といった成果をあげた。これらの調査では、平城宮第二次大極殿院における7本の宝幢・四神旗（幡）を立てた7基の旗竿遺構のあり方を念頭に、藤原宮大極殿の前面にも7基の旗竿遺構の存在を予想したが、調査の結果、大極殿院内庭には存在しないことが判明した。このため、第153次調査で検出した大型柱穴が宝幢・四神幡に関わる遺構の有力な候補としてあらためて浮上した。

そこで今年度は、第153次調査で検出した遺構群の西側への展開を確認し、朝堂院朝庭北端部における儀式遺構の実態を解明することを目的として、第153次調査区の西側、第148次調査区の南側に東西30m、南北29mの調査区を設定した。後に、第153次調査で検出していた大型柱穴の構造を精査するため、東西10m、南北9mの拡張区を設けた。調査面積はのべ960㎡。調査期間は2016年6月20日から2016年12月1日までである。

2 調査成果

基本層序 本調査区の基本層序は、上から整備盛土（厚さ約50cm）、耕作土・床土（厚さ約20cm）、遺物包含層（黄灰色土・厚さ約15cm）、藤原宮期の礫敷（厚さ5～10cm）、礫敷直前段階の第二次整地土（褐色粘質土、暗褐色粘質土・厚さ10～25cm）、旧地形をならす第一次整地土（黒褐色粘質土・厚さ5～25cm）、地山（黄褐色粘土）である。大極殿院南門にもっとも近い調査区北端部付近では、第二次整地土である暗褐色粘質土の上にさらに橙色粘砂を整地土として施す。これは藤原宮中軸付近では5cm程度と薄く、調査区西端では20cm程度と厚くなる。

調査は遺構保存に極力努め、特に礫敷は必要最小限の範囲に限定して除去し、遺構の精査をおこなった。礫敷下の遺構については、主に調査区南部および北端部の断割調査によって検出した。

藤原宮期の遺構

礫敷広場SH10800 調査区全域で検出した。径3～10cmのものを中心とするさまざまな大きさの礫と灰白色砂により構成される。礫の遺存状況は良好である。礫敷の標高は調査区南端で71.60m前後、調査区中央付近にある東西溝SD10785周辺が標高71.50m前後でもっとも低い。SD10785以北では標高71.50～71.55m前後を測り、X-166,236付近から大極殿院南門に向かって高まる。この高まりSX10810の標高は71.70m前後である。

SX10810への立ち上がりは後世の東西溝により壊されており、礫敷が遺存する範囲は多くはないが、比較的遺存状況が良い調査区西部の様相から復元すれば、緩やかに立ち上がるものとみてよい。

大型柱穴SX10760 調査区の東部中央付近にあり、第153次調査で検出した、藤原宮中軸上に位置する大型柱穴。検出時には、礫敷は盛り上がりせず、丁寧に埋め戻し、礫敷を再び施していたことが確認されている。

柱掘方は一辺1.7～1.8mの方形に復元され、柱抜取穴は南北1.7mを測る。柱掘方は柱抜取穴により大きく壊される。礫敷面からの柱掘方の深さは1.0m（底面の標高70.60m）、柱抜取穴の深さは1.4m（底面の標高70.14m）。柱抜取穴の底面は、柱掘方底面から柱のあたり状に1ヵ所のみ沈み込む。柱抜取穴の埋土は礫敷由来の礫を多量に含み、埋土下層はきわめてしまりが悪い。一方、柱掘方

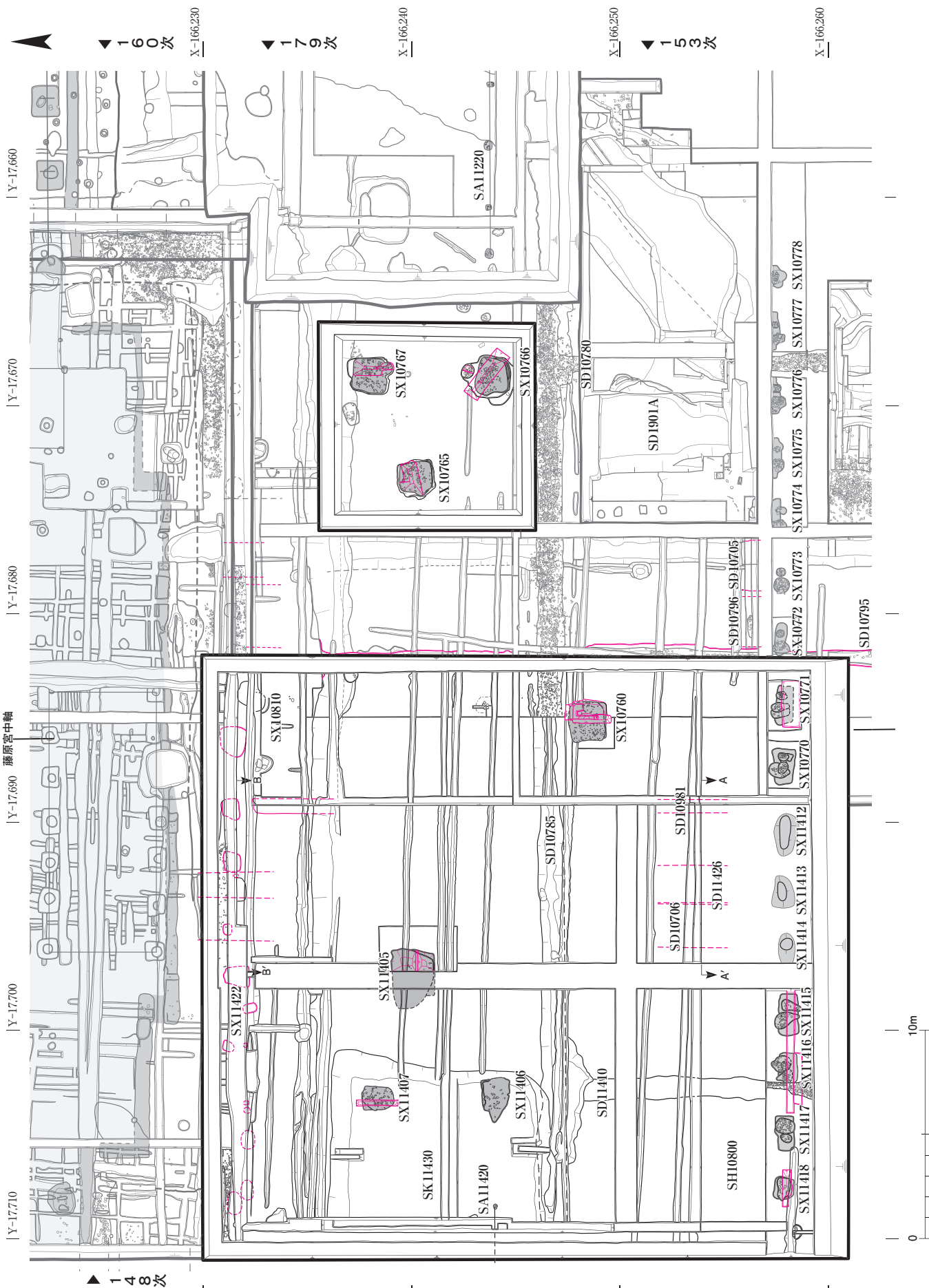


図93 第189次調査 遺構図 1 : 250

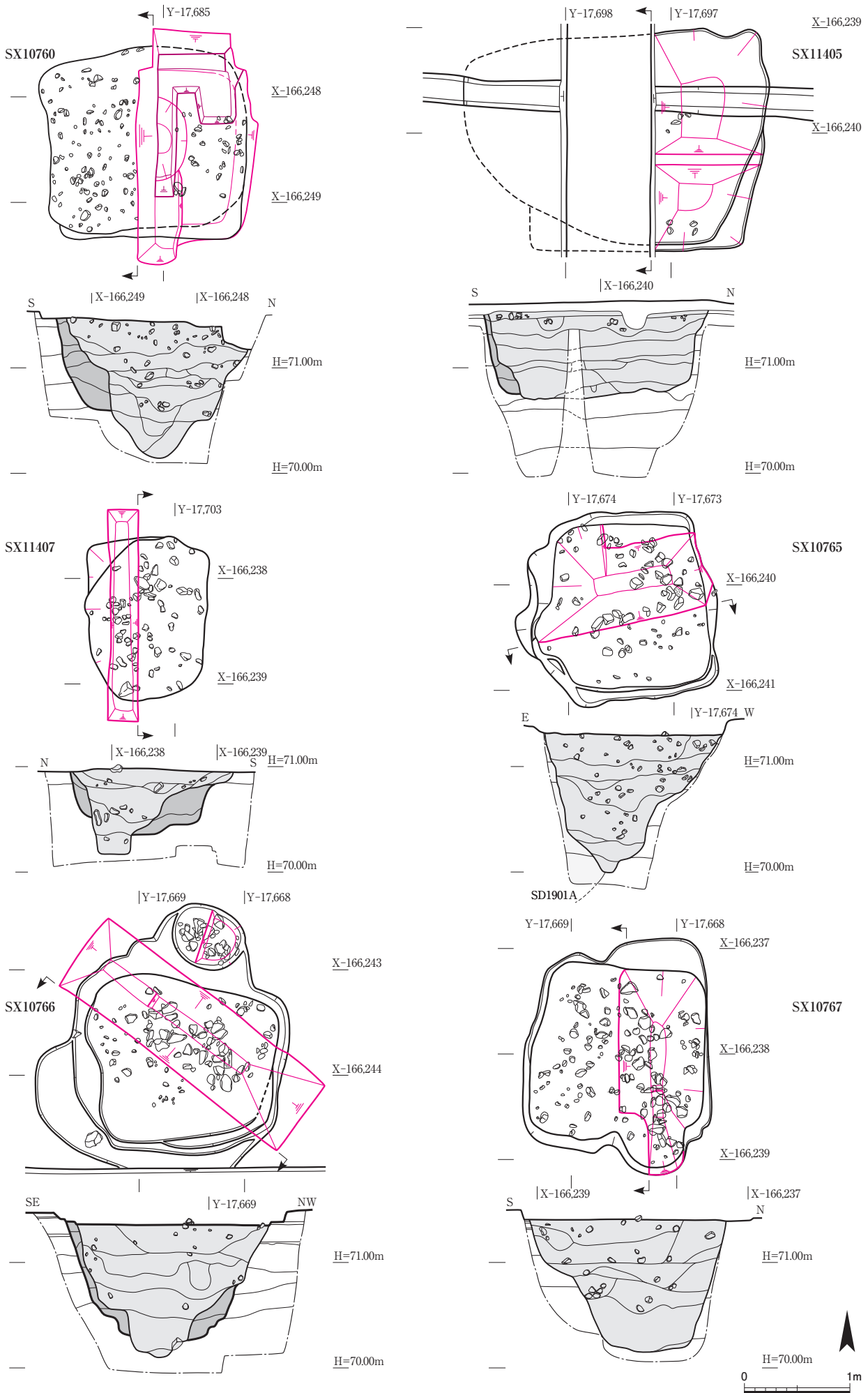


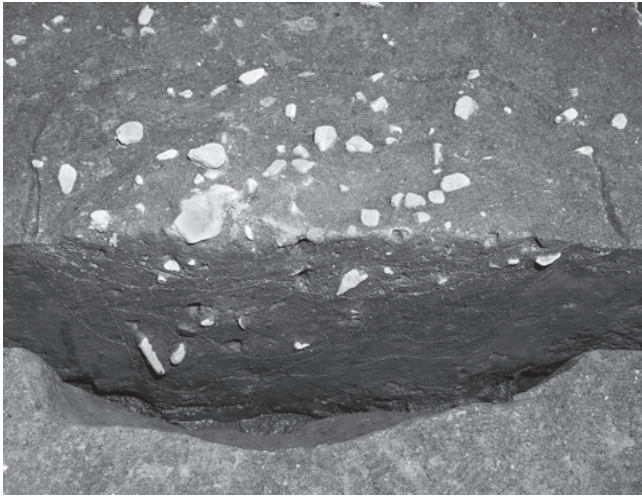
図94 大型柱穴SX10760・10765~10767・11405・11407 遺構図・断面図 1:50



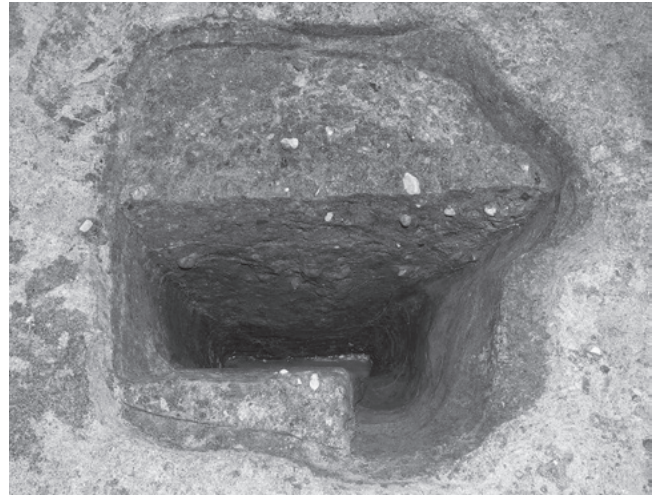
SX10760 (東から)



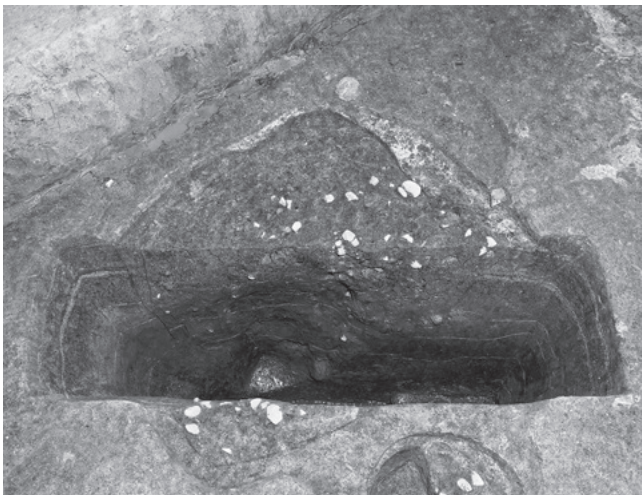
SX11405 (東から)



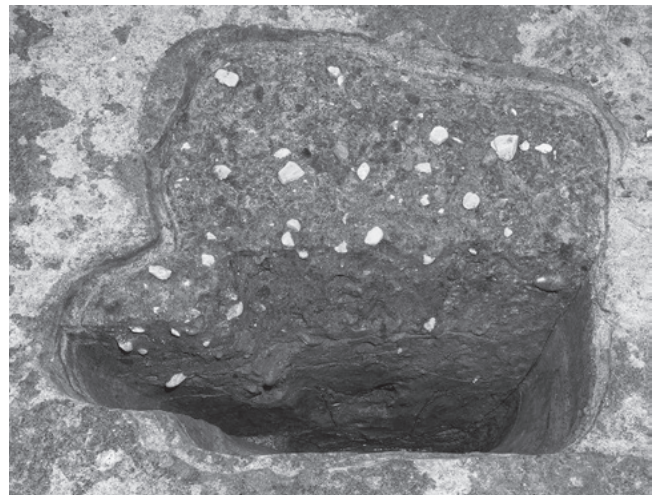
SX11407 (西から)



SX10765 (北から)



SX10766 (北東から)



SX10767 (東から)

図95 大型柱穴SX10760・10765~10767・11405・11407 断面

の埋土は礫を含まない。複数回、柱を立てたことを積極的に示す痕跡は確認されない。

大型柱穴群SX11405・11406・11407 調査区西北部で今回検出した三角形に並ぶ3基の大型柱穴。SX11405は上面の礫敷が盛り上がり、礫敷上で確認できる。SX11406とSX11407は平安時代の土坑SK11430により大きく削平されており、その底面で検出した。SX11405は、柱穴構造の確認のため東半については礫敷を除去し

精査をおこなった。西半については、耕作溝を利用した断割調査により柱穴西端を確認するにとどめ、礫敷との関係の保存を図った。また、SX11405とSX11407に関しては断割調査をおこなったが、SX11406については平面検出にとどめた。

SX11406とSX11407は南北6m(20尺)の間隔で並び、SX11405はその東6mに位置する。方形に復元される柱掘方は、いずれも柱抜取穴により大きく壊される。いず

れの柱穴でも、複数回柱を立てたことを積極的に示す痕跡は確認されない。

SX11405は柱掘方の残存長が南北1.2m、東西0.8m以上で、一辺2mほどに復元される。柱抜取穴は南北2.0m、東西2.9m。礫敷面からの柱掘方の深さは0.75m（底面の標高70.75m）、柱抜取穴の深さは0.8m（底面の標高70.70m）。今回掘削した範囲には柱穴心は検出されず、未掘削の西半部に存在するものとみられる。柱抜取穴の埋土最上層のみ、礫敷由来の礫を含む。SX11406は柱掘方の残存長が南北0.5m、東西1.4m。柱抜取穴は南北1.3m、東西2.1m。SX11407は柱掘方の残存長が南北0.5m、東西0.7m。柱抜取穴は南北1.5m、東西1.2m。礫敷面からの柱掘方の深さは1.1m（底面の標高70.36m）、柱抜取穴の深さは1.3m（底面の標高70.17m）に復元される。柱抜取穴の底面は、柱掘方底面から柱のあたり状に1ヵ所のみ沈み込む。柱抜取穴の埋土下層はきわめてしまりが悪い。SX11406・11407は柱抜取穴の埋土に礫敷由来の礫を多量に含む一方、柱掘方の埋土は礫を含まない。

大型柱穴群SX10765・10766・10767 第153次調査で検出した三角形をなす3基の大型柱穴。検出時には、上面の礫敷が盛り上がることを確認している。柱穴構造を再び精査するため、拡張区を設定し調査をおこなった。

SX10766とSX10767は南北6m（20尺）の間隔で並び、SX10765はその西5.4mに位置する。方形に復元される柱掘方はいずれも柱抜取穴により大きく壊され、柱抜取穴の底面は柱のあたり状に1ヵ所のみ沈み込む。SX10765およびSX10767では柱掘方は完全に壊され、断ち割った面では遺存しない。いずれの柱穴でも、複数回柱を立てた痕跡は確認されない。

SX10765の柱抜取穴は南北1.6m、東西1.6m。礫敷面からの深さは1.5m（底面の標高70.00m）。SX10766は柱掘方の残存長が南北0.5m、東西1.0mで、一辺1.5mほどに復元される。柱抜取穴は南北1.6m、東西1.8m。礫敷面からの柱掘方の深さは1.3m（底面の標高70.25m）、柱抜取穴の深さは1.4m（底面の標高70.10m）。SX10767の柱抜取穴は南北1.9m、東西1.6m。礫敷面からの深さは1.4m（底面の標高70.15m）。柱抜取穴の埋土は、いずれも礫敷由来の礫を多量に含み、埋土下層はきわめてしまりが悪い。一方、柱掘方が一部遺存するSX10766の柱掘方埋土は礫を含まない。

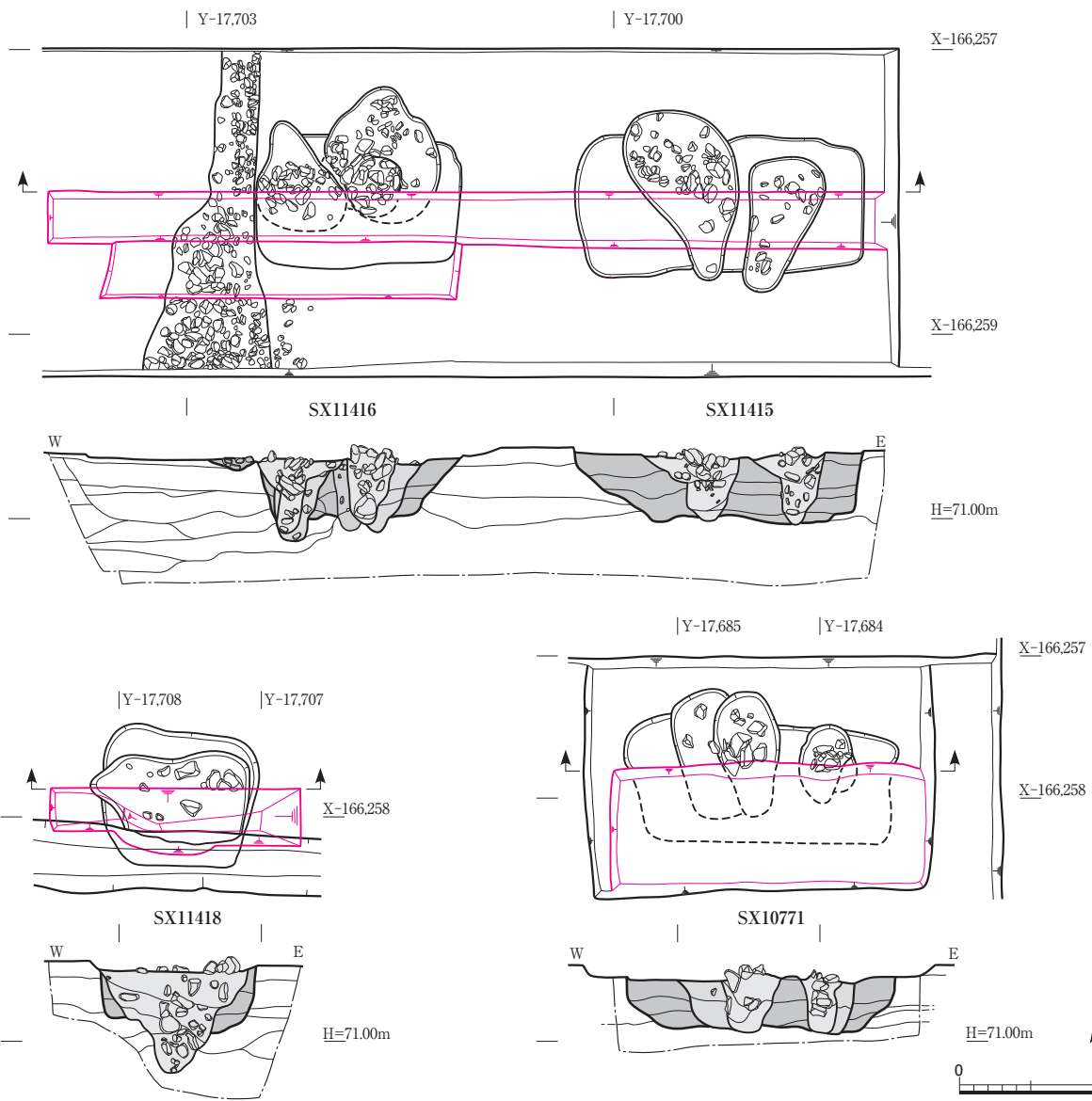
柱穴列SX10770~10778・11412~11418 調査区南端で検出した東西柱穴列。第153次調査で確認したSX10770~10778の9基に加え、SX11412~11418の7基を新たに検出した。その結果、藤原宮中軸を挟んで東西対称に8基ずつ、計16基で構成されることがあきらかになった。3m（10尺）間隔で東西に並ぶが、両端間のみ2.8m（9.5尺）とやや狭くなる。柱穴上面の礫敷は盛り上がり、大ぶりの礫が目立つ。礫敷上で確認したが、柱穴の構造をあきらかにするため、SX11415~11418について礫敷を除去し、調査をおこなった。また、SX10770・10771については再度精査した。

SX10770・10771・11415~11417は、それぞれ東西1.4~2.0m、南北0.9~1.1mの横長の柱掘方に、0.6mの間隔で東西に大小2穴一組の柱抜取穴が並ぶ。断割調査をおこなったSX10771・11415・11416の知見では、柱掘方の礫敷面からの深さは0.5~0.6m前後。2穴一組の柱抜取穴の平面規模には大小があるものの、柱抜取穴底面付近の径はいずれも0.2m前後で、礫敷面からの深さも0.6m前後（底面の標高71.00±0.1m）である。

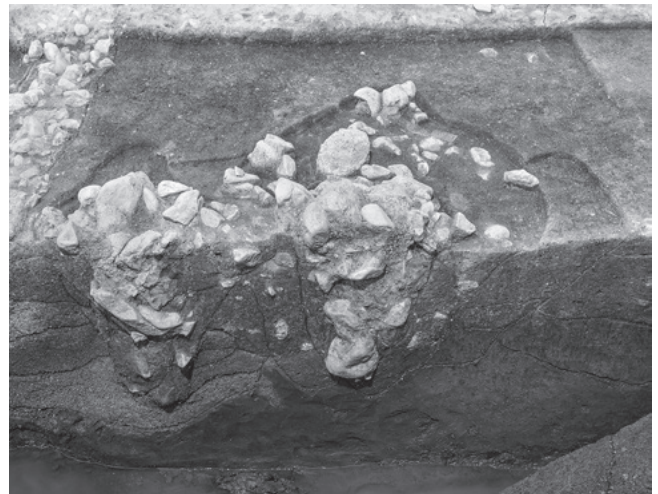
それに対し、西端のSX11418は、一辺1.0~1.1m、礫敷面からの深さ0.5mの柱掘方に、径1.1m、深さ0.8m（底面の標高69.78m）の柱抜取穴を1穴のみ検出した。これは東端の柱穴SX10778と同一の様相で、SX10770~SX10777およびSX11412~11417の14基には2本一組の柱が立ち、東西両端のSX10778とSX11418には柱が1本のみ立つものと考えられる。いずれの柱抜取穴も、埋土に10~20cm程度の大ぶりの礫を多く含む。

SX10771・SX11416については、少なくとも2回、柱を立てたことを確認した。以下にその詳細を記す。①初回は横長の柱掘方を掘削し、2本の柱を立てる。②2本の柱を抜き取る。柱抜取穴の埋土は礫を含む。③その後、同一位置に柱を立てるために初回の柱抜取穴を壊すように、再度、径0.4~0.8mほどの柱掘方を掘削し、柱を立てる。④2本の柱を抜き取り、再び礫敷を施す。この柱抜取穴の埋土には10~20cmの大ぶりの礫が多量に含まれ、柱穴上面の礫敷が盛り上がる主要な要因となる。

ただし、現状で確認できる2回という抜き取りの回数がそのまま柱を立てた回数と速断できるわけではない。柱抜取穴の周辺を再度柱掘方として掘削するため、初回の柱掘方と最終の柱掘方・柱抜取穴が主に遺存してお



SX11418 (南から)



SX11416 (南から)

図96 柱穴列SX10771・11415・11416・11418 遺構図・断面図 1:50

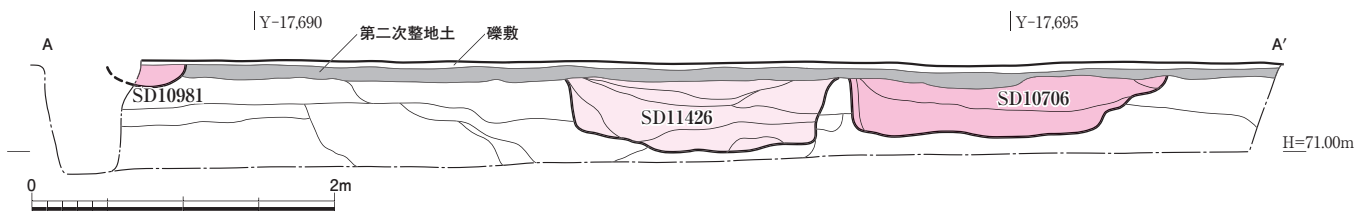


図97 X-166,254ライン断割 南壁土層図 1:50

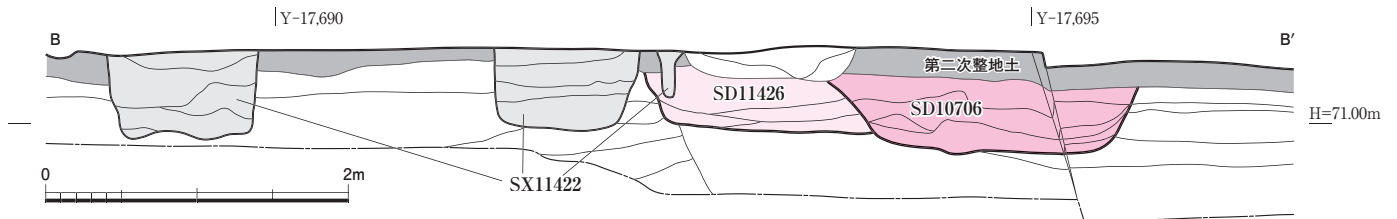


図98 調査区北端断割 南壁土層図 1:50

り、それ以前の痕跡が壊されたとみれば、2回以上の可能性もある。

東西柱穴列SA11420 調査区西端の中央付近、大土坑SK11430の底面において、埋土に礫を含む径0.2mの柱穴を検出した。第179次調査で検出した東西柱穴列SA11220の西端柱穴と藤原宮中軸を挟んでほぼ東西対称の位置にあたる。柱穴の規模や埋土の特徴も共通することから、SA11220と宮中軸を挟んで東西対称の位置に、調査区外西へ延びる東西柱穴列SA11420が存在し、その東端柱穴を検出したものと考えられる。SA11220では18間分(53m)を検出しており、ともに柱穴径が小さいことから、儀式にともなう幔幕の支柱や簡易な扉などと考えられる(『紀要2014』)。

東西溝SD10785 調査区中央付近、朝庭でもっとも低い位置にある幅1.1m前後、深さ0.5mの東西溝。第153・179次調査で検出した東西溝の西延長部分で、20.5m分を新たに検出した。これまでに検出した総長は99mで、さらに西に延びる。礫敷広場と一体的に礫で埋め立てられており、礫詰暗渠として機能したものとみられる。

南北溝SD11410 調査区西部で検出した幅0.7~0.9m、深さ0.1~0.2mの南北溝。調査区南端からSD10785まで延びる。埋土は3~10cm程度の礫と砂で、礫敷面からやや盛り上がる。第153次調査で検出した南北溝SD10780と藤原宮中軸を挟んで東西対称の位置にある。

藤原宮造営期の遺構

南北溝SD10981 調査区東部で検出した南北溝。第163次調査および第169次調査で検出した南北溝の北延長部分にあたり、調査区北端付近まで延びる。遺存幅0.7m、深さ0.15mで、東肩は東排水溝内におさまる。第二次整地土を掘り込み、調査区北端付近ではその上層の橙色粘砂、調査区南部では礫敷により覆われる。第153次調査で検出した南北溝SD10795と藤原宮中軸を挟んで東西対称の位置にある。

柱穴群SX11422 調査区北端で検出した東西方向に並ぶ柱穴群。12基を確認した。柱筋や柱間は揃わない。第148次調査で検出しており、礫敷直下の橙色粘砂を掘り込むものと、その下層の第二次整地土を掘り込むものという、掘込面が異なる二者があるとされる。今回検出した柱穴の多くは北排水溝際の耕作溝などによりその上面は壊されていたが、掘込面を確認できるものは第二次整地土を掘り込み、その上層の橙色粘砂により覆われる。柱穴の規模は大きいものが0.9~1.5m、深さ0.5~0.7m、小さいものが0.2~0.5m、深さ0.2~0.5m。本調査では東排水溝において南への展開を確認したが、検出されなかった。X-166,232付近で東西に展開する柱穴群とみておくと、その性格は不明である。

先行朱雀大路西側溝SD10706 調査区東部北端、および南東部のX-166,254の位置での断割調査により部分的に検出した(図97・98)。幅2.1m、深さ0.4m。第二次整地土により覆われる。第153次調査で検出したSD10705は先行朱雀大路東側溝と考えられており、SD10706は藤原宮中軸を挟んでSD10705とほぼ東西対称の位置にあることから、その西側溝にあるとみられる。復元される先行朱雀大路両側溝の心々間距離は17.3mである。埋土の沈下により上面の礫敷が凹む。

南北溝SD11426 調査区東部北端、および南東部のX-166,254の位置での断割調査により部分的に検出した(図97・98)。幅1.8m、深さ0.4~0.5m。第二次整地土により覆われる。先行朱雀大路西側溝SD10706の東2.0mに位置し、調査区東南部ではSD10706と重複しないが、北端ではSD10706により壊される。第153次調査で検出したSD10705の西2.8mにある南北溝SD10796と藤原宮中軸を挟んでほぼ東西対称の位置にあることから、SD11426とSD10796は先行朱雀大路の両側溝にあたる可能性がある。その場合、両側溝の心々間距離は12.5mとなる。埋土の沈下により上面の礫敷が凹む。

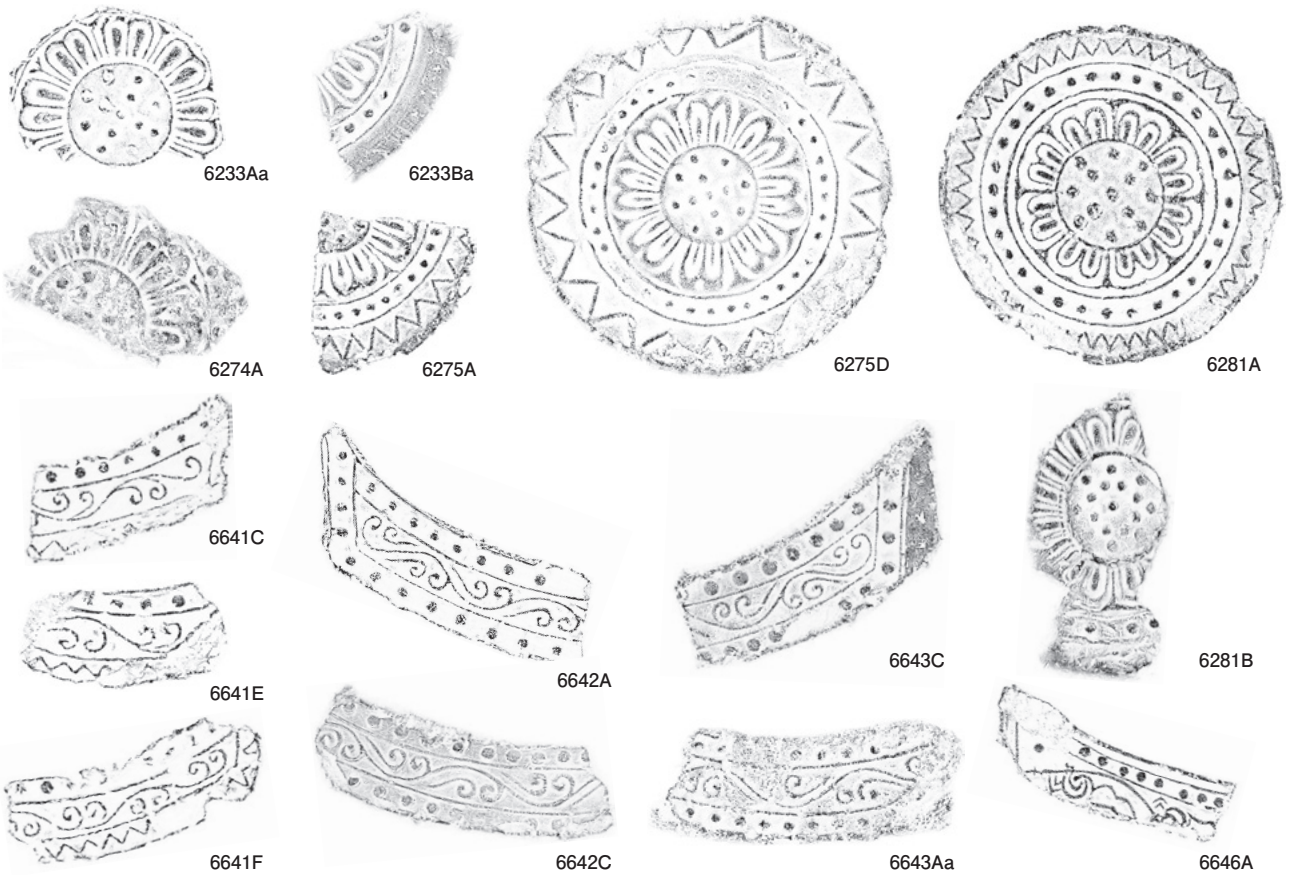


図99 第189次調査出土瓦 1 : 4

運河SD1901A 拡張区を南北に貫流するこの南北溝は、藤原宮造営に関わる資材を運搬するための運河とされ、第二次整地土により覆われる。現在までに藤原宮第18次調査の北面中門下層（『藤原概報6』）から飛鳥藤原第169次調査の朝堂院朝庭下層（『紀要 2012』）までの南北570mで検出している。大型柱穴SX10765の断割調査時に、西側の立ち上がりを部分的に検出した（図94）。西肩自体はSX10765により壊される。大型柱穴SX10766・10767の断割調査時には東の立ち上がりは検出されず、柱穴の基盤層もSD1901Aの埋土ではなかったことから、拡張区ではSD1901Aの東肩はSX10765からSX10766・10767までの間におさまるものとみられる。

藤原宮廃絶後の遺構

大土坑SK11430 調査区西北部で検出した。礫敷を掘り込む。南北10.5~10.9m、東西7.8m以上、深さ0.5~0.7m。西側は調査区外に延びる。出土土器から平安時代のもと考えられる。（大澤正吾）

3 出土遺物

瓦類 第189次調査出土瓦の種別点数は表17のとおり。軒丸瓦・軒平瓦ともに、型式が判明するものは重弧文軒平瓦を除きいずれも藤原宮所用である。各種とも点数は少なく顕著な出土傾向は示さないが、軒丸瓦ではこれまで大極殿院南門所用に比定されてきた6275Aが比

表17 第189次調査出土瓦集計表

軒丸瓦			軒平瓦			その他	
型式	種	点数	型式	種	点数	種類	点数
6233	Aa	1	6561	A	1	面戸瓦	8
	Ba	1	6641	C	1	熨斗瓦	1
6273	B	1		E	2	平瓦（ヘラ描）	4
	?	2		F	1		
6274	A	2		?	1		
6275	A	4	6642	A	2		
	B	1		C	1		
	D	1	6643	A	1		
6281	A	1		C	2		
	B	1		D	1		
	?	1	6646	A	1		
不明		10	重弧文		1		
			不明		9		
合計		26	合計		24		
						丸瓦	平瓦
重量		112,440 g					451,580 g
点数		1,122点					5,817点

較的多く出土した。軒平瓦で6275Aと組み合わせるとされる6643Cは、出土した個体数は少ないもののいずれも他の型式や種に比して破片が大きく、かつ礫敷がもっとも高まる調査区北端部付近、大極殿院南門の近傍で出土している。よって、今回の調査でも6275A、6643Cの両種を大極殿院南門の所用瓦とする考えを追認できる。そのほか遺構別に見れば、柱穴列の西端にあたるSX11418の柱抜取穴から瓦当面略完形の6275Dが1点出土した。大土坑SK11430から出土したものには6233Ba、6274A、6275A、6641（種不明）、6643C・Dがある。瓦当面完形

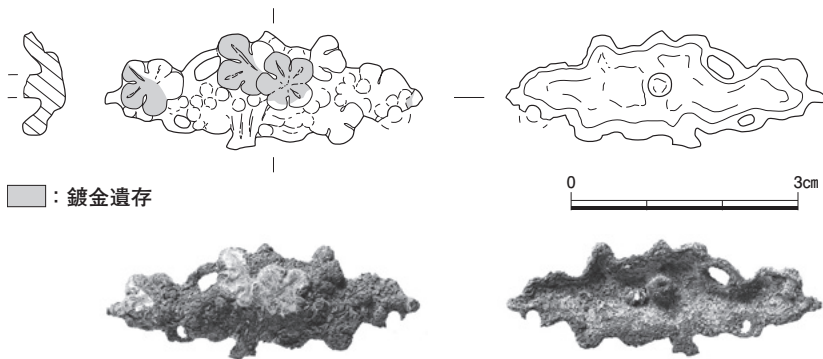


図100 目貫実測図・写真 1 : 1

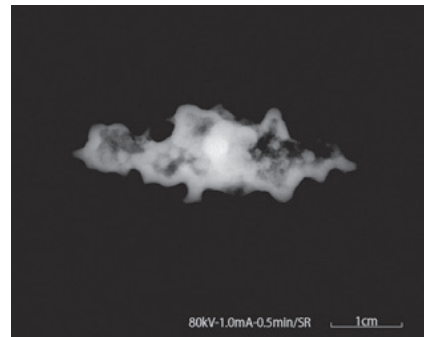


図101 目貫透過X線画像

の6281Aは調査序盤、西排水溝掘削時に出土したが、出土地点と出土時の状況から大土坑SK11430北肩に貼り付くかたちで出土したと認識している。ヘラ描き瓦は4点で、うち1点は凹面に「十」を刻む。(山本 亮)

土器 整理用木箱で12箱分が出土した。出土土器には弥生土器、土師器、須恵器、緑釉陶器、灰釉陶器、黒色土器、瓦器などがある。多くは遺物包含層出土のものである。藤原宮期および藤原宮造営期の遺構から出土したものは少量である。小片のため図化しないが、大型柱穴SX10765や大型柱穴SX11405の柱抜取穴からは、かえりのない須恵器杯B蓋や土師器皿Aといった、飛鳥Vに属すると考えられる土器片が出土している。(大澤)

金属製品 中世の刀装具の目貫である²⁾(図100)。礫敷直上の遺物包含層より出土した。長さ1.1cm、幅4.2cm、高さ0.5cm、重さ5.3g、厚さは最も厚いところで2.5mmである。裏面中央には直径3.0mmほどの足が一部遺存する。表面には5弁からなる花文があしらわれ、弁間が滴状に入り込む特徴から、秋草の撫子をあらわしたものとみられる。中央下方には幹状の表現もある。腐食の激しい部分の一部に珠文状の花弁らしき表現がみられるが、透過X線画像(図101)をみても判然としない。蛍光X線分析の結果、地金は腐食が激しいもののほぼ銅で、不純物としてわずかにヒ素、鉛、錫を含む。表面の金色を呈する部分からは金と水銀が検出され、アマルガム鍍金とみられる(分析は降幡順子による)。透かし部分を含めて一体で铸造した後、文様の細部を彫金によってあらわし、表面にのみ鍍金したとみられる。明確な鍍金範囲は撫子文に限定され、腐食が激しく判断が難しいものの、表面にも金や水銀が検出されない部分がある。類例からみても鍍金範囲は撫子文を中心とする部分的なものであった可能性が高い。

木製品・木質遺物 大土坑SK11430から火鑽棒や、角材、板材、棒材、燃えさしが出土している。(諫早直人)

4 検出遺構の検討

7基の大型柱穴、16基の柱穴列、東西柱穴列の検討

7基の大型柱穴について 今回の調査で新たに検出した大型柱穴群SX11405~11407は三角形をなし、第153次調査で検出していた大型柱穴群SX10765~10767と藤原宮中軸を挟んで東西対称の位置にある。これら6基の大型柱穴に、宮中軸上に単独で位置する大型柱穴SX10760を加えた、全体として7基の大型柱穴が藤原宮中軸を挟んで対称に配置されていることがあきらかになった。

各大型柱穴間の距離をみると、SX10765とSX11405がSX10760から北に9m(30尺)、東西に各12m(40尺)の位置にあり、東西に並ぶSX10765とSX11405の距離は24m(80尺)となる。SX10766とSX10767、SX11406とSX11407はそれぞれ南北に6m(20尺)の間隔で配置される。

次に柱穴の構造をみてみたい。削平が著しいSX11406とSX11407を除き、SX10760・10765~10767・11405は平面規模が一辺1.5~2m程度に復元できる大型の柱穴で、いずれも柱抜取穴が柱掘方を大きく壊す点で共通する。断割調査をおこなっていないSX11406を除き、柱掘方の深さは 1.0 ± 0.3 mで、柱抜取穴の深さも、柱穴心が検出されなかったSX11405を除き、 1.4 ± 0.1 mと近似する。加えて、柱抜取穴の埋土に礫を多く含み、埋土下層がきわめてしまりが悪いことも類似する。

以上のように、SX10760・10765~10767・11405~11407の7基の大型柱穴は、藤原宮中軸を挟んで東西対称な規則的配置をなすことや、規模および構造の共通性

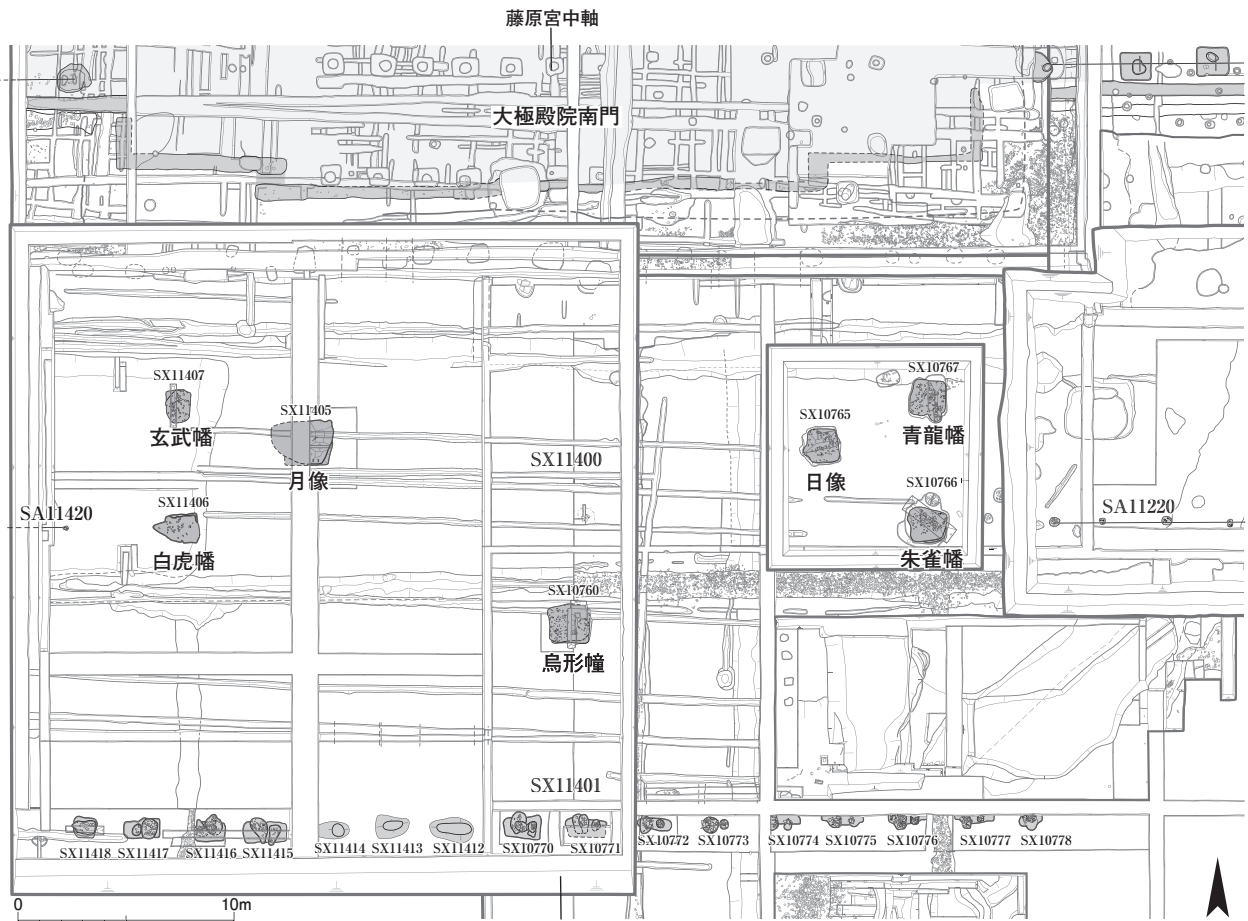


図102 幢幡遺構SX11400・旗竿遺構SX11401・東西柱穴列SA11220・11420

がきわめて高いことから、同時期の一連の遺構とみるのがもっとも合理的な遺構解釈である。

中央に1基、その東西に各3基が三角形をなす、これら7基からなる大型柱穴群は、その位置関係から建物にはなりえず、朝堂院朝庭で執りおこなわれた儀式に関わる旗竿遺構と考えられる。

幢幡遺構SX11400と大宝元年元日朝賀 藤原宮大極殿院南門付近でおこなわれた儀式に関する史料としては、『続日本紀』大宝元年正月乙亥朔条(701)の朝賀の記事が広く知られている。それは、大宝元年の元日朝賀に際し、正門において、(中央)鳥形の幢、左(東)に日像、青龍・朱雀の幡、右(西)に月像、玄武・白虎の幡を立てた、というものである。正門とは、大極殿院南門のこととみられる。この朝賀の様子は、「文物の儀、是に備れり」と評され、律令国家にとってきわめて重要な位置を占めていた。

今回確認したSX10760・10765～10767・11405～11407

の7基からなる大型柱穴群は、7基という数と大極殿院南門付近という検出位置が『続日本紀』の記録と一致する。さらに、これまでの調査で大極殿院内庭を含めて他に候補となる遺構を検出していないことも踏まえると、大宝元年元日朝賀に際して立てられた7本の宝幢・四神幡に関わる遺構として、もっとも有力な候補である。そこで、この7基からなる大型柱穴群を幢幡遺構SX11400と呼称することとする(図102)。

幢幡遺構SX11400を『続日本紀』の記述にもとづいて復元すれば、中央のSX10760が鳥形幢、その東のSX10765が日像、同じく西のSX11405が月像、東北のSX10767が青龍幡、東南のSX10766が朱雀幡、西北のSX11407が玄武幡、西南のSX11406が白虎幡に対応する。**幢幡遺構SX11400の使用形態** 幢幡遺構SX11400の各柱穴において、平面および土層断面により確認できる柱抜取穴は1ヵ所のみで、柱を1本だけ立てた可能性が高い。脇柱が存在していたが、主柱を抜き取る際に脇柱を

一緒に抜き取ったため、その痕跡が遺存していない可能性もあるが³⁾、検出した遺構からは判断できない。

また、いずれの柱穴でも、検出した柱掘方と柱抜取穴は1回分で、柱を複数回立てたことを積極的に示す平面プランや土層は確認されていない。これに関して遺構からは以下の三つの可能性が提示できよう。

- ① 大宝元年元日朝賀の際に一度だけ幢幡を立てた。したがって、1回分の柱掘方と柱抜取穴を検出した。
- ② 柱穴には旗竿を立てるための管を設置する場合があることが知られている。SX11400にはこの管を設置しており、大宝元年以降も朝賀や即位式に際して、幢幡を複数回立てた。不用になった時に管を抜き取ったため、柱掘方と柱抜取穴は1回分だけになる。
- ③ 同一位置へ柱穴を再掘削することにより柱を複数回立て、大宝元年以降も朝賀や即位式に際して幢幡を立てた。柱掘方を大きく壊して柱を抜き取るため、最終の柱掘方と柱抜取穴のみが遺存し、それ以前の痕跡が完全に壊され遺存しなかった結果、柱掘方と柱抜取穴が1回分のみ検出された。

遺構の解釈としてはいずれも成立しうるものであり、今後さらに検討を加える必要がある。

旗竿遺構SX11401とその使用形態 藤原宮中軸を挟んで東西対称に8基ずつが並ぶ、16基からなる柱穴列SX10770~10778・11412~11418は、両端の2基は1基の柱掘方に1本の柱、それ以外の14基は1基の柱掘方に2本の柱を同時に立てるというもので、通常の建物や塀ではなく、儀式に関わる一連の旗竿遺構と考えられる。そこでこの16基からなる柱穴列を旗竿遺構SX11401と呼称する(図102)。中央の14基と両端の2基では、柱穴の構造が異なることから、柱の立て方も異なっていたとみられる。2本を同時に立てる中央の14基の柱の立て方には、以下の二つの可能性を考えておく。

- ① 柱穴には2本の支柱を立て、支柱の間に地上式の主柱を立てる。この場合、両端の2基を含めた16基の主柱の間隔は、両端間が2.8m(9.5尺)とやや狭く、それ以外は3m(10尺)等間となる。2本の支柱の間に地上式の主柱を立てる方式は、韓国では統一新羅時代から確認されている。たとえば慶州市芬皇寺では高さ約3.7mの方形状の石柱が約60cmの間隔で立ち、634年の創建と近い年代を与えられている。韓国の諸例のよ

うな長大な旗竿を立てたとは考えにくい、構造的にみて同様の性格が考えられるとみる(『紀要2009』)。

- ② 2穴一組の柱抜取穴のうち、藤原宮中軸に近い内側のもに主柱を立て、外側のもに脇柱を立てる。その場合、中央間が2.4m(8尺)と狭く、両端間が3.2m(10.5尺)、それ以外の柱間は3m(10尺)の等間となる。次に、16基全体について柱を立てた回数を見てみたい。SX11416では、柱を少なくとも2回立てた痕跡を確認した。SX10771でも同様の痕跡を検出した一方で、SX11415やSX11418では柱を複数回立てたことを積極的に示す土層は確認できなかった。ここでは以下の4案を考えておく。

- ① 柱を少なくとも2回立てたことを示すSX11416とSX10771については、部分的に補修したものと考え、各柱穴への柱の樹立は基本的に一度きりであるとみる案。
- ② 柱穴には旗竿を立てるための管を設置する場合があることが知られている。SX11401にはこの管を設置しており、これを用いて複数回旗を立てた。少なくとも2回分の柱掘方と柱抜取穴を検出したSX11416とSX10771については、部分的に補修したものと考え、各柱穴への管の設置は基本的に一度きりであるとみる案。
- ③ 16基の柱穴全てに少なくとも1回以上の立て替えがおこなわれたが、柱抜取穴の周辺を再度柱掘方として掘削しているため、SX11416とSX10771以外の柱穴では、最終の柱抜取穴のみが遺存し、それ以前の立て替えの痕跡が壊されたとみる案。
- ④ SX11416とSX10771で少なくとも2回、柱を立てたことが確認された一方で、西端のSX11418では複数回柱を立てた痕跡が確認できないことから、当初は二本柱を立てる14基のみであったが、後に両端の2基を付け加えて再度柱を立てたと考え、施工時期の差を示すとみる案。

遺構の解釈としては4案ともに成立する余地があり、今後の検討課題である。

各儀式遺構の関係 今回の調査で全容が判明した朝庭での儀式に関わる遺構相互の関係をみることにする。幢幡遺構SX11400の中央柱穴SX10760と旗竿遺構SX11401は、南北9m(30尺)の距離で並ぶ。また、幢幡遺構SX11400の南東と南西の柱穴であるSX10766・

11406と、東西柱穴列SA11220・11420は柱筋が揃うとともに、SA11220・11420はそれぞれSX10766・11406のすぐ外側から東西に延びる。これらの位置関係は、幢幡遺構SX11400と旗竿遺構SX11401、および東西柱穴列SA11220・11420が計画的に配置されたことをうかがわせるものである。

これらは一体的に設けられたものとみることができ、時期あるいは儀式ごとに付加・欠落した遺構があり、各遺構の異なる組み合わせが存在したとみることができ、各遺構の組み合わせは以下の7通りがある。

- A案 SX11400+SX11401+SA11220・11420
- B案 SX11400+SX11401
- C案 SX11400+SA11220・11420
- D案 SX11400
- E案 SX11401+SA11220・11420
- F案 SX11401
- G案 SA11220・11420

SX11401の両端柱穴の施工が中央の14基に遅れるものと考えた場合には、A・B・E・F案ではSX11401に14基と16基の2通りを想定することもでき、A～Gの7案にこれらを加えた計11通りの遺構の組み合わせができる。

この7ないし11通りの組み合わせは、いずれも遺構解釈としては成立しうるものであり、これらの組み合わせの実態については今後の検討課題である。大宝元年の元日朝賀の際に立てたものがA案の通りであったとすれば、後述する6での分析で示すように、7本の幢幡に加え、南に14ないし16本の儀仗旗、東西に幔幕あるいは簡易な扉が立てられたことになる。

幢幡遺構SX11400と他の宮部の幢旗遺構との比較

幢幡(旗)遺構の型式変化 正月の朝賀や即位式で7本の宝幢・四神幡(旗)を立てたと記録する史料は、『続日本紀』に記された大宝元年(701)の元日朝賀が初出であり、その遺構も藤原宮以前の宮殿では検出例は知られていない。今回検出した幢幡遺構SX11400は、7本の幢幡(旗)に関わる初見史料を裏付けたものといえる。

これまで、7本の宝幢・四神旗に関わる旗竿遺構(以下、幢旗遺構とする。)は、恭仁宮の朝堂院南門の北(天平13・14年:741・742)⁴⁾、平城宮西宮(称徳朝)(『紀要2015』)、平城宮第二次大極殿前庭(『平城報告XIV』)(図103)、長

岡宮大極殿前庭⁵⁾で検出されている。これらはいずれも奈良時代中期以降のもので、3～4m前後の横長の柱掘方に3本の柱を立てた柱穴が、約6m(20尺)の間隔で東西一列に7基並ぶ点に、共通する特徴がある。『文安御即位調度図』にみるような、中心の柱とその両側に脇柱を設置する構造で、中央の銅烏幢の左(東)に日像幢・朱雀旗・青(蒼)龍旗、右(西)に月像幢・白虎旗・玄武旗を一列に配したものと考えられている。

藤原宮で幢幡遺構SX11400を検出したことにより、その最初期のあり方が、これらの既知の幢旗遺構とは配列や柱穴構造が大きく異なることが判明した。7本の幢幡(旗)に関わる遺構は、1本柱とみられる一辺1.5～2mほどの方形の大型柱穴を、中央に1基、その東西に各3基を三角形に配するSX11400を最古型式として、恭仁宮例で確認できるように奈良時代中期までには、3本柱を立てる横長の柱穴を東西一列に7基配置するものへと変化し、定型化したものと考えられる。

宝幢・四神幡の高さ 幢幡遺構SX11400の柱穴構造および配置方式は、奈良時代中期以降のものとは大きく異なるものの、その深さには近似性を見出すことができる。恭仁宮幢旗遺構SX15401～SX15403、平城宮西宮幢旗遺構SX19697～19703・19707～19713、平城宮第二次大極殿前庭幢旗遺構SX11252～11258、長岡宮幢旗遺構SX34300-P1～3と比較してみたい。

藤原宮SX11400の礫敷面からの柱掘方の深さは1.0±0.3m、柱抜取穴の深さは1.4±0.1mである。それに対し、2回分の柱掘方・柱抜取穴を確認している恭仁宮SX15402(図105)では、検出面からの柱掘方の深さが、初回が0.8m、2回目が0.5～0.7m、柱抜取穴の深さは初回が0.6～0.9m、2回目が0.7～0.8mを測る。また、礫敷が遺存し、より正確な比較ができる平城宮西宮SX19701・19712をみると、礫敷面からの柱掘方の深さが0.9～1.0m、柱抜取穴の深さは1.0±0.1mである。平城宮第二次大極殿前庭のSX11253(図104)では、検出面からの柱掘方の深さが1.0m、柱抜取穴の深さは0.6～0.9mを測る。長岡宮SX34300-P1～3では、検出面からの柱抜取穴の深さは0.8～1.1mを測る。報告書では検出面からの柱掘方の深さは0.6+a mと復元されている。

五者の間にはさほど大きな差は見出せないが、礫敷が遺存する平城宮西宮例と比較すれば、藤原宮例がやや深

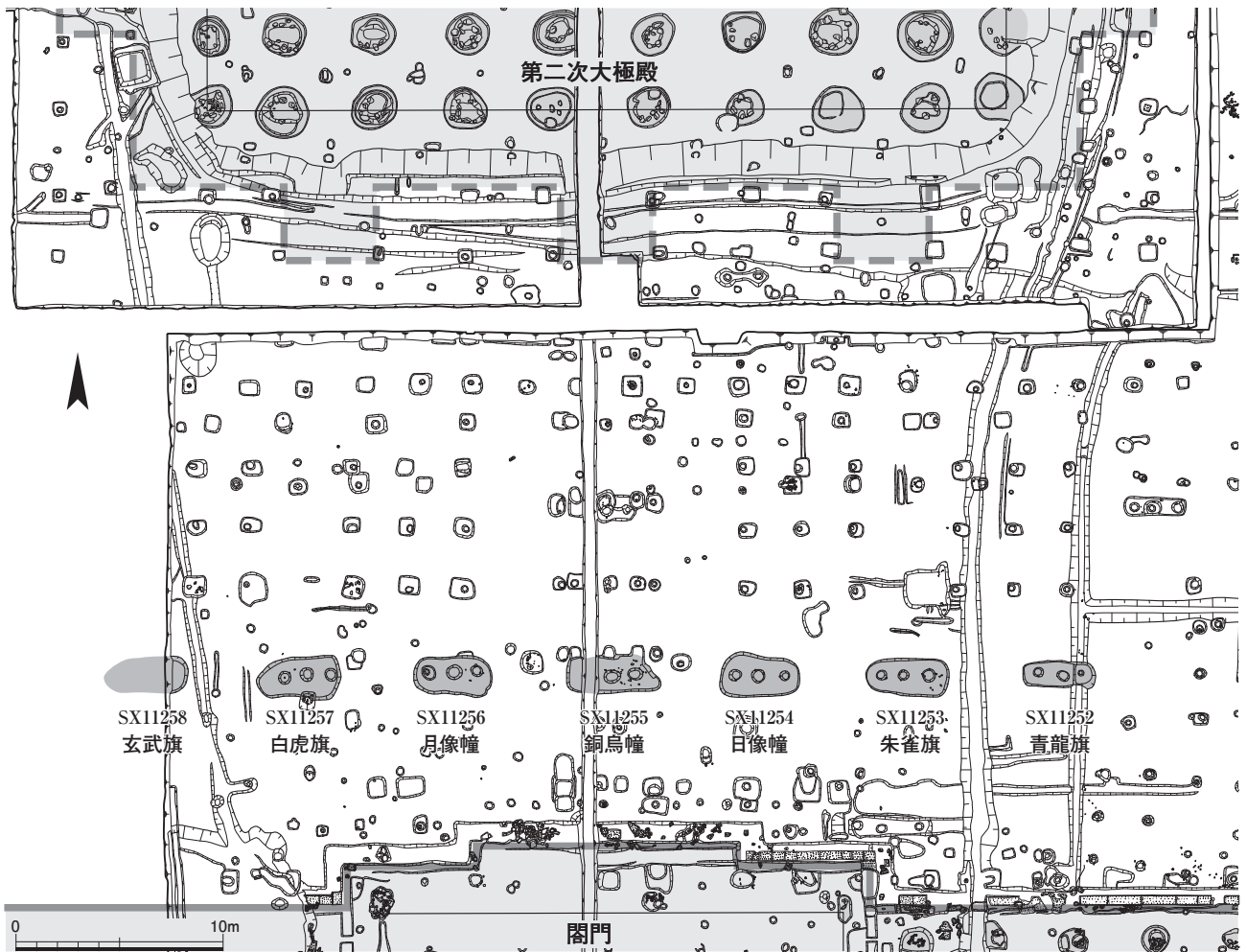


图103 平城宮第二次大極殿前庭 幢旗遺構SX11252~11258 1 : 350

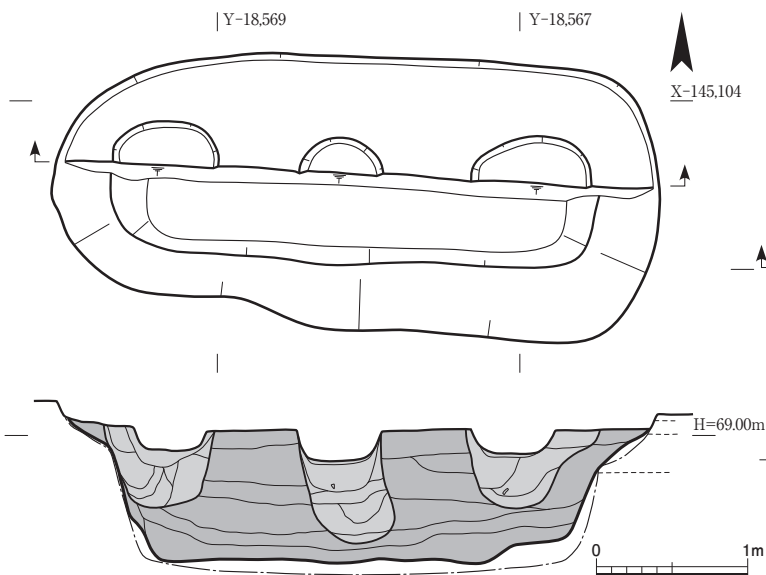


图104 平城宮第二次大極殿前庭 幢旗遺構SX11253 1 : 50

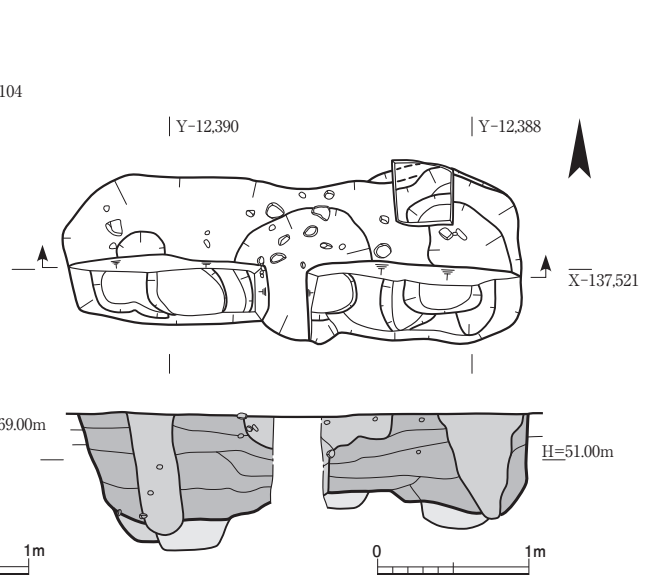


图105 恭仁宮 幢旗遺構SX15402 1 : 50

いともいえよう。幢旗遺構に立てられた宝幢・四神旗の高さは『文安御即位調度図』によれば三丈(9m)とある。各遺跡の地山の状況が異なるため、単純な比較はできないが、藤原宮例の柱抜取穴が大きく沈み込むことを勘案すれば、藤原宮幢幡遺構SX11400に立てられた宝幢・四神幡が相応の高さを有するものであったと考えることは許されよう。(大澤)

5 幢幡遺構および旗竿遺構の配置計画と施工

藤原宮中軸上に1基、三角形をなす3基をその東西にそれぞれ配する幢幡遺構SX11400は、何を基準に計画・施工されたのであろうか。ここでは、旗竿遺構SX11401、東西柱穴列SA11220・11420も含め、その配置計画と実際の施工過程について考えてみたい。

大極殿院南門の規模 幢幡遺構SX11400と旗竿遺構SX11401は、大極殿院南門のすぐ南に位置しており、南門との関係が目玉される。南門については、第148次調査で発掘調査がおこなわれ、柱配置は不明ながら、基壇外装の据付溝や抜取溝、北面階段の北端で最下段の踏石あるいはその下部の延石と推定される石列が検出されている。その結果、基壇規模は抜取溝の外側で計測した東西40.1m×南北14.4m、南面と北面中央に出1.2mの階段が取り付け桁行7間×梁行2間、柱間寸法17尺等間の単層門と推定されている(『紀要 2008』)。階段幅については、古代の寺院や宮殿で多く見られるように階段の耳石心と柱心が揃うと考え、北面東辺の抜取溝心と西辺の石材心との距離24.7mを85尺(17尺×5)とした結果、単位尺は1尺=0.2906mと若干短くなっていた。

一方で、山田寺金堂南北面の階段のように、階段外側と柱心を揃えている例(『山田寺報告』)も確実に存在する。大極殿院南門も東辺抜取溝の中心に西辺と同規模の石材が据えられていたとすれば、その耳石外側の距離は25.1m、1尺=0.2953mとなる。ここでは、階段外側と柱心を揃えていたとみなし、1尺=0.295mを用いて検討を進めることとする。したがって、南門の基壇規模は最大で東西135尺×南北48尺に復元できる。

階段の出は、抜取溝と石列との位置関係から4尺あるいは4.5尺となる。遺構図から算出した大極殿院南門の中心が、先行朱雀大路と先行四条大路の道路心の交点とほぼ揃うことから、これを南門の中心と定めて配置され

たことが指摘されており⁶⁾、この交点を南門心とみなせば、南門心から北面階段の石列北端までの距離は28.5尺、すなわち階段の出は4.5尺に復元できる。

まとめると、大極殿院南門は、先行朱雀大路と先行四条大路の道路心の交点に中心を置く桁行7間×梁行2間の門であり、その基壇は東西135尺×南北48尺、南北中央に幅85尺、出4.5尺の階段が取り付けられていたと考えられる。また、南門と南面回廊の取付部については桁行15尺に復元できる。上記の検討に基づき、南門とその基壇を遺構図に重ねたものが図106である⁷⁾。

幢幡遺構の配置計画と施工 幢幡遺構SX11400を構成する7基の大型柱穴が、中央のSX10760を中心に、藤原宮中軸を挟んで東西対称に配置されていることは誰の目にもあきらかであろう。しかし、詳細にみると、これらの大型柱穴の対称性には、厳密には若干のずれが生じていることに気付く。

具体的には、SX10760からSX10765・10405までの各東西距離が等しいのに対し、SX11405とSX11406・11407の東西距離は、SX10765とSX10766・10767との東西距離よりも約0.6m長くなっているのである。その結果、SX10760の中心と、SX11405とSX10765の midpoint とはほぼ揃うものの、SX11406・11407とSX10766・10767との midpoint は、SX10760の中心から約0.3m西に位置する、というずれを生じている。このことから、両端の4基については、中央のSX10760を基準として施工されたものではない可能性が浮上する。このように、SX10760・10765・11405とSX10766・10767・11406・11407が異なる基準を用いて施工された可能性が認められるため、以下ではそれぞれの柱穴について検討を加える。

SX10760・10765・11405 SX10760の位置は、大極殿院南門の南面階段南端から70尺とされる(『紀要 2009』)。先に検討した南門の南面階段南端からSX10760の中心までの距離は68尺となるが、切りのよい70尺の位置は、柱穴の中心から若干南にずれるものの柱は立てられることから、これまでの成果を修正する必要はない。また、SX10760は南門棟通りから98.5尺、朝堂院東第一堂北妻柱列は回廊棟通り(南門棟通り)から100尺とされ(『紀要 2001』)、両者は近似した数値となる。したがって、SX10760を第一堂北妻柱列と揃えようとした可能性は否定できないが、ここでは南門南面階段から70尺と

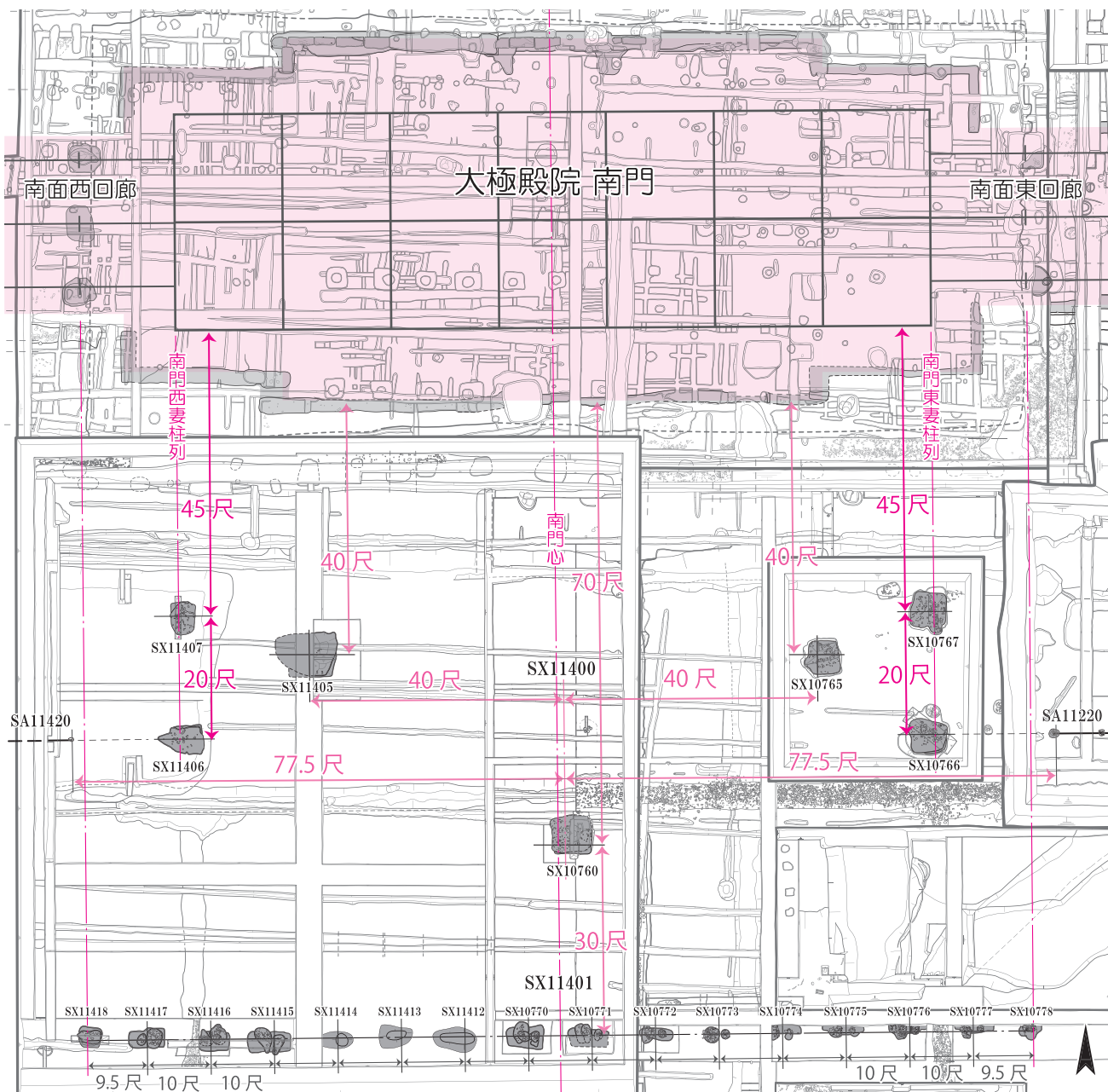


図106 幢幡遺構SX11400・旗竿遺構SX11401・東西柱穴列SA11220・11420・大極殿院南門の位置関係 1:300

考えておく。次に東西方向に目を向けると、SX10765とSX11405との距離は80尺、その中心線はSX10760を貫くものの、南門心からは東に約0.3mずれている。

つまり、大極殿院南門の南面階段南端の中央から70尺の位置にSX10760を、そこから北に30尺、東西にそれぞれ40尺の位置にSX10765・11405を配置する計画であったが、実際にはSX10760を南門心から東に約0.3mずれて施工してしまった結果、SX10765・11405も同様に南門心から東に偏って設置されたものと考えられる。

SX10766・10767・11406・11407 SX10766・10767とSX11406・11407は、それぞれ南北軸を揃えて20尺離れた位置にある。両者の東西距離は柱穴の心々で118尺であり、その中心は南門心とほぼ揃っている。

まず、SX10760との関係に着目すると、SX10766・10767とSX11406・11407の距離は、SX10765とSX11405の東西距離80尺に、それぞれ20尺を加えた120尺であった可能性が考えられる。この場合、4基とも柱穴内に柱を立てることは一応できるが、SX10766・10767は先に

求めたSX10765の柱位置から20尺とならず、整合しない。すなわち、両端の4基SX10766・10767・11406・11407は、中央のSX10760を基準に東西60尺の位置に施工されたものではないことがわかる。

次に、大極殿院南門との関係を考えてみたい。南門の桁行総長は119尺（17尺×7間）と推定されており、その中心はSX10766・10767とSX11406・11407の midpointともほぼ揃っている。南門心からそれぞれ東西に59.5尺の位置であれば、4基とも柱を立てることができる。南門の両妻柱と、SX11400両端の各2基SX10766・10767とSX11406・11407は筋を揃えていたのであろうか。

ここで、南北方向に着目すると、SX10767・10766とSX11407・11406は南門の南側柱列からそれぞれ45尺、65尺の位置にある。一方、南面階段南端からの距離は33.5尺、53.5尺、基壇南端からも38尺、58尺と切りのよい数値とならない。試みに階段南端から35尺、55尺と仮定すると、SX11406で柱が柱抜取穴からはみ出てしまい遺構と合致しない。したがって、SX10767・10766とSX11407・11406は南門南側柱からそれぞれ45尺、65尺の位置に、南門両妻柱列と筋を揃えるよう計画・施工されたものと考えられる。ただし、基壇の高さを考慮すれば、実際の施工に際しては基壇南端からの距離で位置を決めた可能性もある。

ひるがえって考えれば、これら両端の4基の位置が大極殿院南門の両妻柱列の位置を示すものとの見方もできよう。すなわち、SX10766・10767・11406・11407の位置は、南門桁行方向両端間の柱間寸法が17尺であることの傍証となるのである。

以上から、幢幡遺構は、大極殿院南門南面階段の南端中央と大極殿院南門の両妻柱列という、2つの基準を用いて計画・施工されたものとみなせる。とはいえ、両者とも南門に関わるものであり、南門を基準に計画が立案されたともいえよう。この結果は、南門が藤原宮の中心に位置することと無関係ではなく、南門の重要性を示すものと考えられる。

旗竿遺構の配置計画と施工 旗竿遺構SX11401は、東で北に振れる総長149尺の柱列であり、柱間寸法は両端間9.5尺、それ以外を10尺等間とする。その南北方向の位置は、大極殿院南門の南面階段南端から南に100尺とされるが（『紀要 2009』）、今回の検討においても、これを追

認する結果となった。

東西方向については、両端のSX10778・11418が、大極殿院南門両妻柱列からそれぞれ1間東と西の大極殿院南面回廊の柱列と揃っている。加えて、旗竿遺構SX11401の中心は南門心とほぼ揃う。このことから、旗竿遺構SX11401は大極殿院南門の南面階段南端から100尺の位置に、南面東回廊西端柱および南面西回廊東端柱と柱筋を揃えるように計画されたと考えられる。

実際の施工に際しては、旗竿遺構の振れが大極殿院南面東回廊のそれよりも大きいことから、幢幡遺構の両端と同様に南面回廊の南側柱あるいは基壇端から両端柱の位置を求めたとは考えにくい。南門南面階段南端から南に100尺をまず取り、そこから東西の軸線を設定し、南面回廊の柱列と揃えるように両端柱の位置を決めたと考えれば、南面東回廊よりも振れが大きいことも説明がつく。推測の域を脱しえないが、ここでは上記の方法で位置を決めたと考えておく。

ところで、両端間のみ他と比べて若干狭くする要因として、両端柱のみ他と異なり柱穴内に1本の柱しか立たないという特異性に求めることもできるが、幢幡遺構SX11400の東西両端が南門両妻柱列と揃うことを考慮すれば、旗竿遺構SX11401の両端柱を南面回廊の柱筋と揃えるためである可能性が高い。

東西柱穴列の配置計画と施工 東西柱穴列SA11220とSA11420は、南北方向ではSX10766・11406と筋を揃えるが、東西方向についてはSX11406とSA11420の東端柱との距離に比べ、SX10766とSA11220の西端柱との距離が約0.6m長くなっており、SX10766・11406を基準に施工したとは考えにくい。

SX10760からSA11420の東端柱とSA11220西端柱までの距離は77.5尺と等しくなり、東西方向についてはSX10760を基準とした可能性が高くなる。SA11220は東で北に振れるが、その振れは大極殿院南面東回廊のそれとほぼ同じ傾向を示すことから、SX10766・11406と筋を揃えるように東西の軸線を設定し、SX10760からそれぞれ東と西77.5尺の位置にSA11420の東端柱とSA11220の西端柱を決めたと考えられる。

小 結 以上、大極殿院南門基壇に再検討を加えたうえで、いくつかの仮定に基づき各儀式遺構の配置計画とその施工方法について検討を進めてきた。その結

果、幢幡遺構SX11400は、大極殿院南門南面階段の南端中央から70尺の位置に中央のSX10760を、そこから東西にSX10765・11405を配し、東西両端の4基SX10766・10767・11406・11407は南門の妻柱列に揃えるという配置計画・施工過程があきらかとなった。

基壇（階段）と建物を基準に宝幢・四神幡の位置を決めるというSX11400にみる計画・施工理念は、宝幢・四神旗においても看取することができる。平城宮第二次大極殿前庭の幢旗遺構SX11252～11258では、大極殿の基壇南端から80尺（階段南端からは68尺）南に中央のSX11255を置き、その両端SX11252・11258を大極殿の基壇東西端とほぼ揃える（『平城報告 XIV』）。また、『延喜式』兵庫寮式元日即位条には、大極殿の南面階段から鳥像幢までの距離や両端の青龍・玄武旗を大極殿の妻柱列と揃えることが規定されている。このように宝幢・四神旗においても、階段（基壇）から中央の幢の位置を定めること、両端の旗は建物（基壇）に揃えることを計画・施工の基本理念としていたと考えられる。

幢幡遺構SX11400と恭仁宮以降の幢旗遺構の配列は、一見大きく異なっているが、その根底に流れる基本理念は共通のものであることがあきらかとなった。ひるがえって考えると、史料にみえる平安時代の記載が、藤原宮期まで遡ることを示しており、その点をあきらかにできたことはきわめて意義が大きいといえよう。（西山和宏）

6 史料からみた大宝元年の幢幡

幢幡の常識 本調査以前、藤原宮の宝幢・四神幡の遺構は、次のようなものと予想されていた。第1に、掘方は脇柱をもつ3本1セットの柱穴であろうこと。第2に、東西一列に並ぶであろうこと。第3に、大極殿院の中で、それも南門に近いあたりに存在するであろうこと、である。ところが、幢幡遺構SX11400は、1本柱形式で、東西2つの三角形を呈し、大極殿院南門外と、そのいずれもが予想に反するものであった。第1の点は、奈良時代半ばまでのある段階に脇柱をもつものに変化したとみるほか手がかりはないが、他の2点は、藤原宮固有の問題として別途検討する余地が残されている。以下、史料にもとづき検討を加える。

『続日本紀』と『延喜式』 周知の史料であるが、藤原宮でおこなわれた大宝元年（701）正月の朝賀は、『続日

本紀』に次のように記されている（大宝元年正月乙亥朔条）。

大宝元年春正月乙亥朔、天皇御大極殿受朝。其儀、於正門樹鳥形幢。左日像、青龍・朱雀幡。右月像、玄武・白虎幡。蕃夷使者、陳列左右。文物之儀、於是備矣。一方、『延喜式』には次のごとくみえる（兵庫寮式元日即位条。〈 〉は割注）。

凡元日及即位構建宝幢等者、預録色目移送兵部。前十五日復請夫单廿人〈各日飯五升・塩一勺〉・鋤十五口〈事訖返上〉。待官符到、寮与木工寮、共建幢柱管於大極殿前庭龍尾道上。前一日率内匠寮工人、鼓吹戸冊人、構建宝幢。從殿中階南去十五丈四尺建鳥像幢。左日像幢、次朱雀旗、次青龍旗〈此旗当殿東頭楹、玄武旗当西頭楹〉、右月像幢、次白虎旗、次玄武旗〈相去各二丈許、与蒼龍白虎兩樓南端楹平頭〉。訖並返納。從來、『続日本紀』と『延喜式』とで、青龍と朱雀、白虎と玄武の順序が入れ替わっている点が注目されてきた⁸⁾。弘仁6年（815）以前に編纂された『内裏儀式』によると「当殿中階南去十六丈樹銅鳥幢。東樹日像幢、次朱雀旗、次青龍旗。銅鳥幢西樹月像幢、次白虎旗、次玄武旗」（元旦受群臣朝賀式）と見え、それに続く『内裏式』『儀式』の記載も同様である。『延喜式』の規定は、平安時代初頭から変わらぬ故実であったといえる。

東西一列の配置であれば、幡の順序が入れ替わることはない。しかしながら、幢幡遺構SX11400のように東西2つの三角形を呈していれば、解決の途が開かれる。すなわち、幡の順序は、北東の青龍（北西の玄武）と南東の朱雀（南西の白虎）とのいずれを先に読むかに起因するからである。

大宝元年朝賀の儀仗 ところで、朝賀の儀仗は、宝幢・四神幡（旗）のみではない。儀仗の全体像を復元的に見極めることにより、宝幢・四神幡が大極殿院南門外に立てられた事実を合理的に説明し、旗竿遺構SX11401の性格を推測する手がかりが得られると思われる。

『延喜式』によると、朝賀や即位など大儀には、大別して4つのランクの儀仗の幡が立てられていた。第1は、兵庫寮が弁備する宝幢・四神旗、第2は、中務省と衛府の纛幡、以下は衛府の儀仗で、第3は（鷹像）隊幡・熊像幡、第4は小幡である。『令義解』によると、「幡者、旌旗惣名也。將軍所載曰纛幡、隊長所載曰隊幡、兵士所載曰軍幡也」と見え（軍防令私家鼓鉦条）、ここにみえる

纛幡、隊幡、軍幡は、宝幢・四神旗より下位の、第2から第4までの幡に対応している。將軍とは、ここでは衛府の長官を指すのであろう。

大儀の儀仗は、大宝令制下の早い段階から存在していた。令規によると「凡元日、朔日、若有聚集、及蕃客宴会辞見、皆立儀仗」とみえ（宮衛令元日条）、同条の「古記」から、大宝軍防令にも元日条は存在していた。また、大宝令制下の儀仗は、『続日本紀』にみえる宝幢・四神幡のほか、「元日、夫裝五纛、有鉦鼓也。朔日、五位以上授、聚集時、无幡直帶杖威儀耳」（令集解宮衛令元日条古記）にも痕跡をとどめている。朝賀における鉦鼓は、和銅8年（715）以降に用いられたが（『続日本紀』靈龜元年（715）正月甲申朔条）、纛幡は、天平10年（729）頃に確かに存在し、（小）幡も大儀には存在したとみられる。「五纛」は五衛府と関わりとみられ、「古記」は授刀舎人寮ないし中衛府成立以前の故実を伝えるのであろう。なお、隊幡や小幡の存在も確実で、その数は、五衛府それぞれが100本ずつ、あわせて500本であったと復元される⁹⁾。

このように、大宝元年朝賀には、大極殿院南門外から朱雀門外までに、512本の旗竿が推定される。とともに、これらの儀仗は、令規による衛府の警備分担に対応していたのであり、大極殿院南門が兵衛府の担当であることに鑑みれば、近仗成立以前の大極殿院内に儀仗は存在しなかった可能性も考えておく必要がある。そうであるならば、大極殿院南門外に宝幢・四神幡が立てられた事実はむしろ整合的ともいえ、南門外に東西対称にある旗竿遺構SX11401は、左右の兵衛府に関わるものであることを強く示唆している。

課題と展望 以下、2点の課題を示しておく。

1つは宝幢・四神幡が立てられた向きについて。発掘調査成果や現在知られる史料は、これをとく解をもたない¹⁰⁾。しかしながら、平安時代院政期の即位式を描いた『文安御即位調度図』によると¹¹⁾、天皇、すなわち北からみた宝幢・四神旗が描かれている。平安時代院政期には、幢旗はいずれも北向きに立てられたとみて差し支えないが、それが大宝初年まで遡るのか否かはさらに精査が必要である。

もう1つは、蕃客朝拝における儀仗について。『延喜式』によると、「若蕃客朝拝者、降隊於龍尾道下。其隊幡小幡各倍数」（左近衛府式大儀条）とみえ、蕃客使が参

加する際の儀仗の特例を規定している。この規定が大宝初年まで遡るのか否か、近衛府式成立以前の衛府に適用されたのかなど、不明な点も多い。『延喜式』の規定とは幡の本数が一致しないことからすれば、速断は避けるべきであろう。しかしながら、大宝元年朝賀には「蕃夷使者」が参列しているし、「朝廷儀衛、有異於常」とみえる慶雲3年（706）朝賀にも新羅使が参加しており（『続日本紀』同年正月丙子朔条）、朝賀への蕃客の参加は、早くから確認される。してみれば、旗竿遺構SX11401は、それらとの関係で考えてみることも必要になろう。ちなみに、「倍」の数が立てられる旗竿のうち、小幡は、衛府官人のもつ槍に幡を付けたもので、掘削をとまなうものではない¹²⁾。これに対して隊幡・熊像幡は、構造にはなお課題を残すものの、有力な候補といえる。（山本 崇）

7 まとめ

今回の調査成果と第153次・第179次調査の成果により、大極殿院南門前面、朝堂院朝庭北端部における儀式に関わる遺構の様相があきらかになった。

幢幡遺構の配置と思想 藤原宮中軸上に1基（SX10760）、その東西に各3基（SX10765～10767・SX11405～11407）が三角形に並ぶ、7基の大型柱穴からなる幢幡遺構SX11400は、その数と検出位置、柱穴の構造と規模から、大宝元年元日朝賀において立てられた7本の宝幢・四神幡に関わる遺構の、もっとも有力な候補である。他に候補となる遺構を検出していないこともこれを裏付けよう。幢幡遺構SX11400は、中央に鳥形幢、東西に日・月、東北・南東・西南・北西にそれぞれ青龍・朱雀・白虎・玄武の四神幡を配するものと復元できる。

この幢幡の配置は、当時の世界観である陰陽五行思想を表現しており、日・月が陰陽を、青龍・朱雀・白虎・玄武の四神幡がそれぞれ五行の木・火・金・水を、鳥形幢が五行の土を象徴すると考えられる。同じ画題をもつキトラ古墳や高松塚古墳の壁画でも、日像は東、月像は西、青龍が東壁、朱雀が南壁、白虎が西壁、玄武が北壁に描かれている。両者にみる日・月・四神の配置方位に矛盾はなく、合理的に理解される¹³⁾。

旗竿遺構と東西柱穴列 幢幡遺構SX11400の南には、藤原宮中軸を挟んで東西に各8基、計16基からなる旗竿遺構SX11401が位置する。中央の14基は2本の柱を同時

に立てるものであるのに対し、両端の2基は1本のみ柱を立てるといふものである。さらに、幢幡遺構SX11400の東西には、SX11400の南東・南西柱穴と柱筋が揃う東西柱穴列SA11220・11420がある。これらの儀式遺構はその位置関係から計画的に配置されたことがうかがわれる。これらは一体的に設けられたものとみることができ、各遺構の組み合わせが異なる場面があったとみることもでき、その実態については更なる検討を要する。

幢幡遺構検出の意義 宝幢・四神幡(旗)に関わる遺構について、奈良時代中期以前に関しては考古学的に知られていなかった。今回の調査で幢幡遺構SX11400を検出したことにより、1本柱とみられる方形の大型柱穴が、中央に1基、その東西に各3基が三角形に並ぶという幢幡(旗)遺構の最初のあり方をあきらかにできた。これは、3本の柱が立つ横長の柱穴が東西一直線に並ぶ、既知の幢旗遺構とは配列や柱穴構造が全く異なるもので、朝賀や即位式という国家的儀式的整備過程をあきらかにする上で重要な成果といえる。

SX11400を詳細に検討した結果、大極殿院南門南面階段の南端中央から中央の1基を、そこから東西に2基を配し、東西両端の4基は南門の妻柱列に揃えるという宝幢・四神幡の配置計画・施工過程があきらかとなった。階段から中央の幢を定め、両端の幡を建物に揃えるという配置・施工上の基準は、『延喜式』にみる宝幢・四神幡と共通するものといえ、平安時代の細則はおおむね藤原宮期以来のものであったと理解される。

また、かねてより指摘されてきた『続日本紀』と『延喜式』にみる四神幡(旗)の順序の違いを、SX11400の検出により合理的に説明することが可能になった。宝幢・四神幡が南門外の朝堂院朝廷に立てられた点も、当該期の儀仗として整合的ともみられ、さらに旗竿遺構SX11401が左右の兵衛府に関わるものであることが強く示唆された。

朝堂院および大極殿院の継続的な発掘調査を通じて、大宝元年元日朝賀に立てられた幢幡に関わると考えられる遺構を今回あきらかにすることができた。「文物の儀、是に備れり」と記された古代史上の歴史的一場面を初めて具体的に復元できるようになったのであり、その学術的な意義はきわめて大きい。(大澤)

註

- 1) 本報告では、旗を立てるための柱、すなわち旗竿を立てたとみられる遺構全般を旗竿遺構と呼ぶ。旗竿遺構の中でも、7本の宝幢・四神幡を立てたとみられる遺構を幢旗遺構とし、幢旗遺構のうち、『続日本紀』大宝元年正月乙亥朔条にある7本の宝幢・四神幡を立てたとみられる遺構については、史料の表記を尊重し、幢幡遺構とする。
- 2) 本資料について、久保智康氏(京都国立博物館)、加島勝氏(大正大学)より大変有益なご教示を得た。記して感謝いたします。
- 3) 方形の柱穴に2本の柱を立てる例は、新堂廃寺の旗竿遺構で確認される(大阪府教育委員会『新堂廃寺』、2001)。
- 4) 京都府教育委員会『京都府埋蔵文化財調査報告書(平成27年度)』、2016。
- 5) 向日市埋蔵文化財センター『長岡宮「北苑」・宝幢遺構』向日市埋蔵文化財調査報告書66、2005。
- 6) 森先一貴「藤原宮の設計基準と先行条坊」『文化財論叢Ⅳ』、2012。
- 7) ただし、南面回廊の基壇幅については、第190次調査(本書103頁)で異なる見解が示されているが、ここでは第160次調査の成果である28尺で図示している(『紀要2010』)。
- 8) 新日本古典文学大系『続日本紀一』(岩波書店、1989)補注2-1など。なお、幡と旗の字句も異なる。
- 9) 山本 崇「平安時代の即位儀とその儀仗一文安御即位調度図考」(『立命館文学』624、2012)。
- 10) 平安時代には、銅烏幢は北向きに立てられていた(『師元記』保安4年(1123)2月19日条、『二条院御即位記』保元3年(1158)12月20日条など)。なお検討の余地は残るものの、新川登亀男「四神旗の諸問題」(『日本古代の儀礼と表現』吉川弘文館、1999。初出1991)は、銅烏幢が北向きに立てられるのは和銅8年(715)を遡らないとする。
- 11) 関係する写本は、室町時代以降、多くは江戸時代に属するが、平安時代院政期の即位式を伝える史料とみられている(米田雄介「いわゆる『文安御即位調度図』について」『日本歴史』516、1991。前掲註9。石田実洋「所謂『文安御即位調度図』の祖本をめぐって」『書陵部紀要』64、2013)。ただし、細部には鎌倉時代に降る要素もあり、留意が必要である(所功「高御座の伝来と絵図」『京都産業大学世界問題研究所紀要』10、1990)。
- 12) 確実に掘削をともなう幢幡には、「幢柱管」「管柱」が付属しており、『延喜式』にも「預メ穴ヲ掘リ管柱ヲ樹テヨ」(中務省式大儀条)などとみえる。吉川真司「長岡宮時代の朝廷儀礼—宝幢遺構からの考察」(向日市埋蔵文化財センター『年報都城』10、1999)参照。
- 13) 松村恵司は、藤原宮幢幡の配置について、陰陽五行思想を図像化した両儀四象生成図の七曜文との関わりで理解する(松村恵司「藤原宮の幢幡遺構を読み解く」(作寶樓161、2017 <https://www.nabunken.go.jp/nabunkenblog/2017/03/20170301.html>))。

図版出典

図103:『平城報告XⅣ』を一部改変

図104:『平城報告XⅣ』、50頁、Fig.24を一部改変

図105:註4)前掲書、8頁、第5図を一部改変